

要介護認定を受けている方は 障害者控除の対象となる場合があります

所得税・住民税の障害者控除は、身体障害者手帳等をお持ちの方が対象となりますが、手帳をお持ちでない方も、要介護認定を受けた高齢者（65歳以上）のうち、一定の要件を満たしている方が対象になります。

控除を受けるためには、介護支援課に障害者控除対象者認定申請をして、認定書の交付を受けたうえで、確定申

告をする必要があります。

なお、所得税・住民税が非課税で申告する必要のない方は、申請の必要はありません。

要介護認定を受けている方で、身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳の提示によって障害者控除を受けることができますので、申請の必要はありません。



対象となるのは

寝たきりの方や認知症状のある方ですが、対象になるかどうかは事前にお問い合わせください。要介護度のみにより一律に判断するものではありません。

障害者控除の認定を受けるには

介護支援課へ申請書を提出します。認定書の即日交付はできませんので、お早めをお願いします。

申請者は

税の申告をされる方で、対象者またはその方を扶養している3親等以内の親族の方です。

申請に必要なもの

印鑑・対象となる方の介護保険被保険者証
申請書は介護支援課にあります（ホームページからもダウンロードできます）。

障害者控除を受けるには

所得税・住民税の課税者が確定申告時等に認定書を添付し、申告します。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎⑤6501 有線⑤7788



健康づくりに温泉等を活用しましょう！

「ゆ」カードを使ってお湯めぐり

温泉等を利用することは、日頃の疲れをいやし、心身のリフレッシュに効果があると言われており、健康づくりのひとつとして注目されています。

あなたも楽しみながら有効に温泉を活用してみませんか？



優待サービスの受け方

国民健康保険加入者が利用できるサービスです。

お湯めぐりパンフレットを「ご覧いただき、指定の施設をご利用時に「ゆ」カードを持参して提示してください。

各協力施設で割引のサービスやスタンプが受けられます。

新しい「ゆ」カードを もらうには？

「ゆ」カードは、国民健康保険証といっしょにお配りしました。足りない場合は住民課保険年金担当の窓口へお越しください。

スタンプ欄がいっぱいになれば 健康グッズのプレゼント

カードのスタンプ欄がいっぱいになれば、住民課保険年金担当の窓口へお持ちください。お持ちいただいたカードの中から、半年に1回抽選で健康グッズを差し上げます。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当
☎⑤6571 有線⑤7784